別表の１のトの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の48」を「1000分の55」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の86」を「1000分の100」に改め、同①を同②とし、別表の１のトの注中①として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヘまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

別表の２の二の注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の48」を「1000分の55」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の86」を「1000分の100」に改め、同①を同②とし、別表の２の二の注中①として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

別表の２の２の二の注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の22」を「1000分の23」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の40」を「1000分の43」に改め、同①を同②とし、別表の２の２の二の注中①として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

別表の３の二の注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の38」を「1000分の42」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の68」を「1000分の76」に改め、同①を同②とし、別表の３の二の注中①として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数

別表の４のヌの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の42」を「1000分の41」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の76」を「1000分の74」に改め、同①を同②とし、別表の４のヌの注中①として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

別表の５のチの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の46」を「1000分の45」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の83」を「1000分の81」に改め、同①を同②とし、別表の５のチの注中①として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

別表の６のくの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の34」を「1000分の33」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の61」を「1000分の60」に改め、同①を同②とし、別表の６のくの注中①として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

別表の７のネの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の59」を「1000分の60」に改め、同①を同②とし、別表の７のネの注中①として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからネまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

別表の８のワの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の42」を「1000分の41」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の76」を「1000分の74」に改め、同①を同②とし、別表の８のワの注中①として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

○厚生労働省告示第六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第二項の規定に基づき、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の１のくの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の48」を「1000分の55」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の86」を「1000分の100」に改め、同①を同②とし、別表の１のくの注中①として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

別表の２のハの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同④を同⑤とし、同③中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同③を同④とし、同②中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の19」を「1000分の23」に改め、同②を同③とし、同①中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の34」を「1000分の42」に改め、同①を同②とし、別表の２のくの注中①として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イ及びロにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数